

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年11月21日)

【件名】

- 鳥取砂丘こどもの国開園 50 周年に係る記念イベントの実施等について
(子育て王国課) 2
- 鳥取砂丘キャンプ場(仮称)運営事業の今後の進め方について
(子育て王国課) 3
- 青少年の健全育成の取組状況について
(子育て王国課) 4
- 児童相談所の体制強化に向けた検討状況等について
(家庭支援課) 5
- とっとりリトルベビーハンドブックの作成について
(家庭支援課) 7
- 鳥取県私立高等学校総合支援金に係る個人情報に記載された書類の誤送付の発生について
(総合教育推進課) 9
- 令和4年度第2回鳥取県総合教育会議の開催結果について
(総合教育推進課) . . . 別冊

子育て・人財局

鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業の今後の進め方について

令和4年11月21日
子育て王国課

本県及び鳥取市が鳥取砂丘西側エリアに所有する3施設（旧サイクリングターミナル、旧柳茶屋キャンプ場、こどもの国キャンプ場）を活用して行うキャンプやグランピングを中心とした民間サービスを提供する「鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業」について、9月16日付けで優先交渉権者の資格を取り消しました。

事業実施に向けて新たな事業者を選定するための今後の方針について、10月28日に開催した「鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約」に基づく県市連携協議会において協議、決定しましたので報告します。

1 新たな事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式（再公募）

2 再公募時における前優先交渉権者（鳥取砂丘ムーンパーク）の参加資格について

原則、同じグループでの参加は認めない。ただし、構成事業者単位による応募など、個々の参加は認める。

3 再公募に向けた主な見直し点

- ・公募期間の拡充 ⇒ 募集開始から締切まで3カ月程度の期間を確保（前回は1.5カ月）
- ・審査体制の強化 ⇒ ①従前の「参加資格審査＋本審査」に「専門家による財務審査」を追加した3審査体制とする。
⇒ ②資金確保が客観的に証明できる書類等の提出を必須とし専門家が審査
⇒ ③審査委員を中小企業診断士【※】、公認会計士【※】、金融機関【※】、未来会議、弁護士、観光事業者2、県、市の9名体制とし、前回から2名増。審査委員の所属・氏名は事前に公表。（※財務審査は3名が実施）
- ・次点交渉権者を規定 ⇒ 優先交渉権者以外に次点交渉権者の扱いを規定
- ・従前利用者への配慮 ⇒ 3施設の従前利用者（主に小学校の宿泊学習、社会教育団体等の自然体験活動等）への配慮を提案の必須項目として追加

4 スケジュール

| 時期 | 内容 |
|-----------|--------------------------|
| 令和4年11月下旬 | 第1回審査会の開催（募集要項案に対する意見聴取） |
| 令和4年12月上旬 | 募集開始 |
| 令和5年3月上旬 | 募集締切 → 参加資格要件審査（事務局） |
| 令和5年3月中旬 | 第2回審査会の開催（専門家による財務審査） |
| 令和5年3月下旬 | 第3回審査会の開催（プレゼンテーション審査） |
| 令和5年4月中旬 | 優先交渉権者の決定及び公表 |
| 令和5年6月議会 | 財産無償貸付議案の附議 |
| 令和5年7月上旬 | 基本協定等の締結 |
| 令和5年8月1日 | 施設引渡し |
| 令和6年3～4月頃 | 開業 ※段階的な開業も可とする |

※募集期間や開業時期など、応募者側のニーズ等を踏まえながら設定

5 対象施設の現在の状況（3施設とも閉鎖中）

3施設を一体的に活用する管理道を整備するとともに、今年度に以下の工事を実施予定。

- ・旧サイクリングターミナル ⇒ 自転車格納庫、サイクルポート、浄化槽設備等を解体撤去（市）
- ・旧柳茶屋キャンプ場 ⇒ 公衆用トイレの洋式化、外観改修（市）
- ・こどもの国キャンプ場 ⇒ こどもの国との境界を区分する囲障等の整備（県）

6 対象施設の暫定使用について

対象施設の閉鎖期間が長期化することから、優先交渉権者の決定以降、施設の引渡しまでの間（5月から7月頃）、従前の利用者（主に小学校の宿泊学習、社会教育団体等の自然体験活動等）を対象とする暫定使用について検討を行う。

青少年の健全育成の取組状況について

令和4年11月21日
子育て王国課

県民総ぐるみで青少年健全育成運動を展開しているところであり、この度、地域で青少年に直接関わり青少年の健全育成に取り組む関係団体と協働した事業等を実施しましたので報告します。

1 子ども王国わくわく体験フェスタの開催

少子化等による子ども会の数・会員数の減少により、子ども会活動も縮小する中、集団活動や体験活動を通じ子ども同士の交流を通じ、子ども会活動の活性化を図るため、令和4年度新たな取組として開催した。

(1) 開催日等 令和4年10月22日(土)、23日(日)

鳥取県立大山青年の家、鳥取空港を主会場に1泊2日で実施

(2) 主催 鳥取県子ども会育成連絡協議会

(3) 参加者 子ども会の会員(小学4～6年生、69名)

(4) 内容

フィールドワーク(豪円山、大神山神社周辺)、防災体験(新聞スリッパ、段ボールトイレ作りなど)、星取り体験、鳥取空港バックヤード見学(滑走路、化学消防車放水見学等)、お仕事見学(機内アナウンス体験)、奉仕作業

(5) 参加者・保護者・団体からの声

- ・始めはとってもドキドキしたけど友達が一杯できてうれしかった。仲間として活動できた。
- ・滑走路をバスで走って回る活動は一生忘れない。
- ・鳥取県にはたくさんいいところがあって、もっと鳥取県が好きになった。
- ・誰も知らない人ばかりで大丈夫かなあと心配だったが、協力したり一緒に楽しんだりして友達を作る体験ができてありがたかった。
- ・コロナで近年、交流事業等は実施できていない。広く呼び掛けたところ、子ども会組織のないところからも多くの参加があり、交流の輪が広がった。
- ・ジュニアリーダーの育成につながる良い機会となった。次年度以降も取組を続けたい。



2 第56回青少年育成鳥取県民大会の開催

青少年の健全育成に向けた取組を行っている青少年育成鳥取県民会議における活動を県民運動として広く広げていくため、「全国青少年健全育成強調月間(11月)」の一事業として開催した。

(1) 開催日 11月6日(日)午後1時30分から午後4時

(2) 会場 大栄農村環境改善センター 多目的ホール

(3) 主催 青少年育成鳥取県民会議, 青少年育成北栄町民会議

(4) 内容

ア 青少年育成に係る各種表彰

- ・SNSトラブル防止標語の啓発ポスター・啓発動画の上映
- ・第44回少年の主張鳥取県大会表彰
- ・青少年及び育成功労者表彰
- ・第14回「家庭の日」絵画・ポスター作品優秀者表彰

イ 講演「気がつけば・・・新☆青年団 ～持続可能な人づくりへの挑戦～」

講師:前南部町教育委員会教育長 永江 多輝夫(ながえ たきお)氏



3 今後の取組

引き続き、関係団体等と連携し、青少年の自信や誇りを高め、豊かな心を養うことにつながるよう、体験活動や家庭・地域の関わり大切さを共有し、青少年の健全育成に向けた運動・取組を進めていく。

児童相談所の体制強化に向けた検討状況等について

令和4年11月21日
家庭支援課

令和4年8月から「児童相談所の体制強化に向けた改善検討チーム」（チーム長・副知事、チーム員・総務部長、子育て人財局長、関係課長等）で検討を行っている児童相談所の体制強化について、検討状況等を報告します。

1 児童相談所の体制強化

(1) 児童相談所からみた主な課題への対応

次のとおり対応を検討中である。

① 中堅職員による若手職員への指導が不十分。

- ・業務改善を行うことにより指導助言の時間を確保するため、会議のあり方の見直し、業務のICT活用や外部への委託
- ・児童福祉司一人あたりの対応ケース数を各児相間で平準化するため、児童福祉司等の定数増

② 対応困難な案件が集中すると、適時な対応ができない。

- ・児童福祉司が対応困難な案件に集中できるよう、退職した元児童相談所職員をスーパーバイザーや若手職員の補佐役として活用

③ 県の組織の中だけでは、若い職員の経験の場や機会が少なく、福祉職としての基礎力が身につけにくい。

- ・平成24年に作成した福祉職の人材育成計画を見直し、その計画に基づく体系的な研修（国指定研修、県独自研修、所内研修）の企画立案・実施・受講管理を行うとともに、人材育成方針を作成するための職員を配置
- ・市町村や民間施設、本庁との人事交流の拡充（令和4年度から米子市と米子児相との人事交流を実施中）
- ・退職した元児童相談所職員を若手職員の指導者として活用

(2) 児童養護施設からみた主な課題への対応

① 入所打診の際の児童の情報が少なく、情報・状況を把握できないまま受け入れることがある。

- ・入所打診の段階で、施設側が児童に関して特に重要視する情報（乳幼児期の生育歴など）を改めて確認し、これらの情報共有はもとより、不足する情報の有無を入所前協議の時点で施設と児童相談所間で確認し、不足する場合は、追加情報の共有の徹底を図ることとした。（令和4年11月～）

② 担当児童福祉司による面会が年に1～2回程度の時もあり、関係性が深まりにくい。

- ・児童福祉司が施設を訪問する際は、担当している児童に面会するとともに、施設行事等に担当児童福祉司が参加し、児童と一緒に活動する、担当外の児童とも積極的にコミュニケーションを図るなど、児童と児相との関係性の強化に取り組んでいる。（令和4年6月～）

(3) 児童相談所と施設など関係者間の情報共有

① 一部の施設で令和4年4月から実施している取組

- ・施設が実施する支援会議に児相職員が必ず出席するとともに、児相と施設間の意思統一や誤認防止のため、支援会議の議事録を共有
- ・児童に関する情報の共有を強化するため、施設が全入所児童の状況を児童相談所に毎月報告

② 今後の取組

- ・児相と施設との情報共有システムの構築（※セキュリティ確保や個人情報の取扱い、情報共有の範囲など解決すべき課題が多く、施設への説明も必要であり、関係者である程度の時間をかけて検討していく。）

2 児童養護施設の体制強化

(1) 指導監査の見直し

① 現状

ア 監査体制

- ・母子生活支援施設を除く当課所管施設の指導監査は、平成22年4月から児童相談所が主体となって実施している。(中央・5施設、倉吉・2施設、米子・5施設)
児童相談所・・・次長(事務)、相談課長など2～4名
福祉監査指導課・・・法人指導監査員1名

イ 監査状況

- ・施設から提出のあった監査調書を基に、実地により施設監査と法人監査を同時に実施
- ・例年、経理処理など施設運営についての指摘はあるが、児童の処遇に関する指摘はなし
- ・施設を支援する立場の児相が施設の指導監査を実施するため、施設の状況をよく知っている反面、監査で改めて指導しづらい状況

② 監査体制の見直し

- ・指導監査を客観的に実施するため、当課が主体となり、児相勤務経験者を加えるなど、適切な実施体制を検討し、令和5年度から実施する予定である。

(2) 鳥取県児童養護施設協議会の取組

ネット社会による対人関係の希薄化や新型コロナウイルス感染症の蔓延などから生じる「施設や職員の孤立」という施設内の問題を防ぐため、施設間相互の連携強化に取り組んでいる。(令和4年9月～)

- ・困難ケース検討会や施設運営の課題解決に、他施設や児相の職員、外部の専門家が参加してコンサルテーションを9月から実施している。
- ・施設間連携を深めるために、新任職員や中堅職員の施設間交流(研修・運動会など)を令和4年9月から実施している。(施設間交流を目的とした運動会には児相からも参加し交流を図った。)

3 重大事案を踏まえた改善状況

令和3年8月の事案について、検証チーム会議から検証報告書が提出され、改善のための提言を受け、次のとおり改善に向けた取組を実施している。

① 一部児童相談所で実施している取組

- ・入所児童支援、施設運営、施設職員の育成等について児童相談所が相談に乗り、助言を行うなど施設のサポートを強化(令和3年9月～)
- ・施設が児童に対して対応困難となった際の施設支援のあり方に関する所内検討会を実施(令和3年11月～)
- ・3ヶ月に1回程度、児相管内の施設長で各施設の取組や課題を共有する会議や、県内の施設職員と3児相職員の運動会などの交流の機会を設け、顔の見える関係づくりに取り組んでいる。(令和3年12月～)

② 全体的に実施している取組

- ・施設内で対応に苦慮する児童について、児相職員も同席の上、施設職員が児童相談所の嘱託医に相談し、医師から助言を受ける体制を構築した。(令和4年4月～)
- ・対応が難しい児童への支援を強化するため、児童相談所と施設が合同研修を実施したところであり、今後も継続していくこととした。(令和4年7月)
- ・県版アドボカシー(児童の意見表明を支援するとともに救済に繋げる制度)の令和5年度からの本格実施に向けて一時保護児童等への試行を開始した。(令和4年10月～)
- ・県医師会から推薦いただいた各圏域の協力医療機関・医師について、児童相談所、各施設に周知を図った。(令和4年11月)
- ・対応が難しい子どもへの対応について、リーフレットの作成を予定している。(年度内)
- ・国が配備した児相システムや県庁ノーツデータベースの活用をして、児相と家庭支援課の情報共有を図っている。

4 児童相談所の組織体制の見直し

児童相談所の組織体制の見直しについては、組織・定数を所管している総務部で検討中である。

とっとりリトルベビーハンドブックの作成について

令和4年11月21日
家庭支援課

出生時の体重が2,500g未満の低出生体重児のための母子健康手帳の副読本として、鳥取県版リトルベビーハンドブックを作成しましたので、報告します。

1 リトルベビーハンドブック作成の背景等について

- 晩産化や不妊治療などにより小さく生まれる子どもが増えてきている状況の中、十分な情報がなく、不安な思いをされている保護者をフォローする取組として、静岡県が平成30年4月から市町村の交付する通常の母子健康手帳に加えて配付を開始した。
- 低出生体重児の場合、身長・体重などの成長や運動・精神の発達が正期産児と比べて遅れることが多く、通常の母子健康手帳では記録できない項目もある。
- 発達の遅れや入院中の様子など、個人差を考慮した記録ができるため、低出生体重児の育児で大きくなる保護者の心理的な負担を軽減することができる。

(参考)

- ・静岡県の取組が、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチーム会議で紹介され、令和3年度は11県が作成している。
- ・令和2年度の県内出生数3,800人のうち、190件(人)に対して市町村による未熟児訪問指導が行われており、毎年約200人分の配付を予定している。

2 取組状況

(1) 関係者からの意見聴き取り

○6月10日に、鳥取大学医学部附属病院のNICU・GCU患者家族会「カンガルーファミリーの会」と「さくらんぼの会」、国際母子手帳委員会の坂東事務局長と意見交換を実施し、家族会の方から出産に至るまでのエピソードや思いをお聴きし、坂東事務局長からは手帳作成の助言をいただいた。

(意見)

- ・母子健康手帳は記入できる項目が少なく、白紙が多かった。フォローアップの受診や予防接種のときに病院のスタッフが開くくらいで、自分で開いて見ることはほとんどなかった。(家族会)
- ・医療従事者が良かれと思って書いたことが、保護者にとっては傷つくこともある。医療従事者視点からの情報提供は必要だが、そのような情報が多いと保護者の不安が増強する可能性もある。

(事務局長)

- ※NICU：新生児集中治療管理室、GCU：新生児回復治療室
- ※カンガルーファミリーの会：鳥取大学医学部附属病院のNICU・GCUに入院経験のある出生体重2000g未満で生まれた子どもと保護者を対象にした家族会
- ※さくらんぼの会：早産、染色体異常(21トリソミー、18トリソミー、13トリソミー)、口唇口蓋裂、家で医療処置(在宅酸素、経管栄養、人工呼吸器など)が必要な子どもと保護者を対象にした家族会

○10月上旬に鳥取県周産期医療協議会及び市町村からも意見をいただいた。

(意見)

- ・NICU退院後に薬を何種類も処方されている子も多いので、退院後の医療的ケアなどを書く欄は多めにあったほうがよいのではないか。(鳥取県周産期医療協議会委員)
- ・月齢記録の記入欄に「がんばりメモリー」とタイトルをつけていたが、十分に頑張っておられる皆さんなので「がんばり」という表現を気にされる方があるかもしれない。(市町村)

(2) リトルベビーハンドブック作成検討会

開催：6月29日、8月9日、9月28日の計3回

構成員：総合周産期医療拠点(県立中央病院及び鳥取大学医学部附属病院)の医師や看護師、鳥取療育園の理学療法士、家族会、市町村保健師

3 今後の予定

- 令和5年1月から、県内のNICUを通じて対象者に配付する。
- 配付前にNICUを退院した低出生体重児の保護者には、希望された方に市町村から配付する。

表紙



低出生体重児に起こりやすいこと

第4章 知っておきたいこと

小さく生まれた赤ちゃんに起こりやすいこと

生まれた時の体重が2,500g未満の赤ちゃんを低出生体重児、1,500g未満を極低出生体重児、1,000g未満を超低出生体重児といいます。また、予定日より早く生まれ、お母さんのお腹の中にいた期間が37週未満の赤ちゃんを「早産児」といいます。

脳

血管にもろい部分があったり、血流調節が未熟なことがあります。

感染

お母さんから十分に抗体をもらっていないため、感染に弱い傾向があります。

心臓

心筋が未熟だったり、出生後閉じる動脈管がなかなか閉鎖しないことがあります。

肺

肺が柔らかみにくく、呼吸が速かったり、酸素や呼吸器が必要になることがあります。

血液

黄疸が進行しやすかったり、貧血になることがあります。

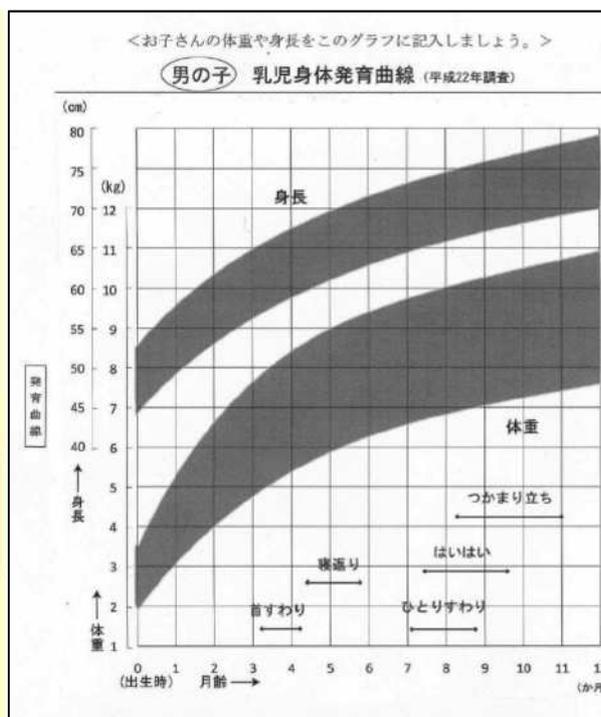
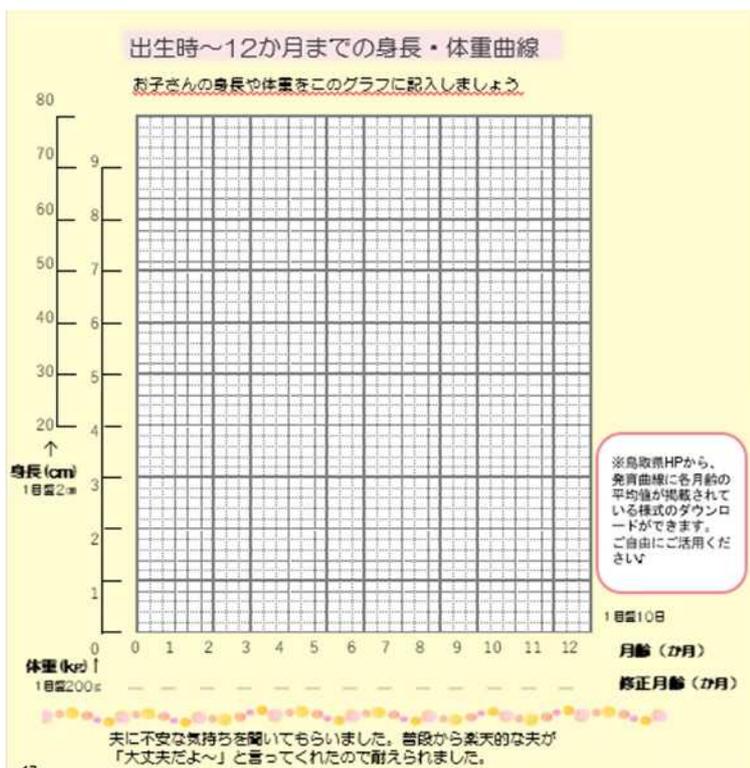
体温

体温調節が未熟で低体温になりやすいです。

体の機能が未熟で医療的ケアが必要だったり、発達もゆっくりだったりしますが、同じ早産児でも、経過はその子の子で様々です。起こりやすい症状や成長の見通しなど、医師や看護師に相談してみましょう。

下図左がとっとりリトルベビーハンドブックに掲載している、身長・体重曲線を記載するページ。本県版は、家族会の意見をふまえ、発育曲線を除いた。(極低出生体重児用発育曲線を記載したページは県のホームページからダウンロードできる。)

下図右が通常の母子健康手帳に掲載されている乳児身体発育曲線のページ。



鳥取県私立高等学校総合支援金に係る個人情報記載された書類の誤送付の発生について

令和4年11月21日
総合教育推進課

鳥取県私立高等学校総合支援金（家庭の教育費負担を軽減するため、本県が私立学校に対して行う補助金）に係る変更承認通知を私立学校4校に郵送した際、当該通知に添付する書類（変更交付決定額一覧）を誤った結果、個人情報が流出する事案が発生しました。

事案判明後は、直ちに、当該学校関係者に謝罪し、今回の経緯の説明を行うとともに、当該書類の回収を行いました。

今後は、同様の事案が起きないように再発防止策を講じて、個人情報の適切な管理に努めていきます。

1 事実判明日時

令和4年10月25日（火）

2 判明した経緯

- ・令和4年10月21日（金）午後、鳥取県私立高等学校総合支援金変更承認通知書を私立学校4校に発送。
- ・令和4年10月25日（火）15時40分頃、私立学校（A校）より、郵送物を開封したが、他の私立学校（B校）の書類が入っており、誤っているのではないかとの指摘があり、判明した。

3 流出した情報及び件数

変更交付決定額一覧に記載された、私立学校（B校）の生徒氏名、認定番号、変更交付決定額150名分

4 原因

担当職員が、同時に4校分の発送作業の際に、十分な確認を行わないまま封入したこと、また、複数人で内容物を確認しなかったことによるもの。

5 対応状況

判明後は、直ちに該当する私立学校（4校）に謝罪を行うとともに、今回の経緯を説明し、文書の回収を行った。なお、A校以外の3校は未開封状態のまま回収を行った。

6 具体的な被害報告

なし

7 再発防止策

書面の発送にあたっては、複数職員で内容物の確認を行う基本ルールの厳守を再徹底するとともに、発送前チェックリストを作成し、チェックリストに基づき、封入・封かんの手順ごとに複数職員での確認を経て発送するなど、個人情報の適切な管理を徹底する。